

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 法律の有効期限を令和十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第二条関係）

第二 この法律は、公布の日から施行すること。（改正法附則第一条関係）

第三 関係法律について所要の改正を行うこと。（改正法附則第二条から第四条まで関係）